

品目	障害及び程度の要件	性能又は規格	基準額 (円)	耐用 年数 (年)
介護・訓練支援用具				
特殊寝台	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上の者 (2)寝たきりの状態にある難病患者等の者 ※注１	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
特殊マット	(1)下肢又は体幹機能障害２級(常時介護を要する者に限る。)の者 (2)重度の知的障がい者 (3)寝たきりの状態にある難病患者等の者	褥瘡の防止若しくは失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5
特殊尿器	(1)下肢又は体幹機能障害１級(常時介護を要する者に限る。)の者 (2)自力排尿ができない難病患者等の者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
体位変換器	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の者 (2)寝たきりの状態にある難病患者等の者 ※注１	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
移動用リフト	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上の者 (2)下肢又は体幹機能障害のある難病患者等の者 ※注１	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000	4

訓練いす（児のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障がい児。原則として３歳以上の者。	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5
訓練用ベッド	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上の者。原則として学齢児以上とする。 (2)下肢又は体幹機能障害のある難病患者等の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものとする。	159,200	8
自立生活支援用具				
入浴補助用具	(1)下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする身体障がい者 (2)入浴に介助を必要とする難病患者等の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	90,000	8
便器	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上の者 (2)常時介護を要する難病患者等の者	障がい者が容易に使用し得るもの。手すりをつけることができる。（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	便器のみ の場合 4,450 手すり付き便器の場合 9,850	8
頭部保護帽	(1)下肢、体幹、平衡機能、移動機能障害を有し、歩行困難や歩行不安定がある身体障がい者 (2)重度の知的障がい者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの ①スポンジ、革を主材料に製作 ②スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	①15,200 ②36,750	3
T字状・棒状つえ	下肢、体幹、平衡、移動機能障害を有する身体障がい者	木材・軽金属等を主材料とした、T字状つえ	木材製 3,500 軽金属製 4,500	3
移動・移乗支援用具	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること	60,000	8

	とする身体障がい者 (2)移動等において介助が必要な難病患者等の者	①障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)		
特殊便器	(1)上肢機能障害２級以上の者 (2)重度の知的障がい者 (3)上肢機能障害のある難病患者等の者	足踏みペダル又は同程度の機能にて温水温風を出し得るもの(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)	151,200	8
火災警報器	(1)障害等級２級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の身体障がい者 (2)重度の知的障がい者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
自動消火器	(1)障害等級２級以上又は難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の身体障がい者 (2)重度の知的障がい者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8
電磁調理器	(1)視覚障害２級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の者 (2)重度の知的障がい者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000	10

聴覚障害者 用屋内信号 装置 ※注 2	聴覚障害 2 級以上(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)の者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	1 0
在宅療養等支援用具				
透析液加温器	じん臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
ネブライザー (吸入器)	(1)呼吸器機能障害 3 級以上の身体障がい者であって、必要と認められる者 (2)呼吸器機能障害 3 級と同程度と認められる難病患者等の者 (3)音声機能障害の身体障害者手帳所持者であって、咽頭又は喉頭を全摘している者 (4)体幹機能障害の身体障害者手帳所持者であって、自身によるたんの喀出が困難であることが医師の意見書により認められる者	障がい者が容易に使用し得るもの	36,000	5
電気式たん吸引器	(1)呼吸器機能障害 3 級以上の身体障がい者であって、必要と認められる者 (2)呼吸器機能障害 3 級と同程度と認められる難病患者等の者 (3)音声機能障害の身体障害者手帳所持者であって、咽頭又は喉頭を全摘している者 (4)体幹機能障害の身体障害者手帳所持者であって、自身によるたんの喀出が困難であることが医師の意見書により認められる者	障がい者が容易に使用し得るもの	56,400	5
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000	1 0

動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	(1)呼吸器機能障害３級以上の身体障がい者であって、必要と認められる者 (2)呼吸器機能障害３級と同程度と認められる難病患者等の者	障がい者が容易に使用し得るもの	157,500	5
盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000	5
盲人用体重計	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5
発電機	呼吸器機能障がい３級以上、または同程度の身体障がいがあり、人工呼吸器が必要であると医師が意見書等によって認めた者	AC100V（正弦波）の出力ができ、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの ※使用している人工呼吸器メーカーに適合するか事前の確認が必要	100000	10
人工呼吸器用バッテリー	呼吸器機能障がい３級以上、または同程度の身体障がいがあり、人工呼吸器が必要であると医師が意見書等によって認めた者	使用している人工呼吸器専用バッテリー（充電器及びインバーター等を含める） ※限度額まで何度も申請可	100000	5
外部バッテリー又はポータブル電源	呼吸器機能障がい３級以上、または同程度の身体障がいがある者（電気式たん吸引器、ネブライザー又は酸素濃縮器を使用している者で呼吸管理が必要であると医師が意見書等によって認めた者） ※過去に日常生活用具で使用していることが確認できれば省略可	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力（W）に対応できるもの ※限度額まで何度も申請可	50000	5

情報・意思疎通支援用具				
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいをする者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,000	5
情報・通信支援用具（障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト）	視覚障害２級以上の身体障がい者（児）又は上肢障害２級以上若しくはこれと同等の障がいをする身体障がい者（児）	情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用社会参加が見込まれるもの	100,000	5
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級の身体障がい者）であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6
点字器	視覚障害２級以上の者	標準型（点筆含む） ①真鍮板製 ３２マス１８行、両面書 ②プラスチック製 ３２マス１８行、両面書	①10,400 ②6,600	7 5
		携帯用（点筆含む） ③アルミニウム製 ３２マス４行、片面書 ④プラスチック製 ３２マス１２行、片面書	③7,200 ④1,650	5

点字タイプライター	視覚障害２級以上（本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれる者に限る。）の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	録音再生機 89,800	6
		②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	再生専用機 36,750	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	115,000	6
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000	8
暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者（児）又は難病患者であって、医師の診断書等により必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者	高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投影できるもの	198,000	8
盲人用時計	視覚障害２級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読時計 10,300 音声時計 13,300	10

聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害者又は音声・発語に著しい障がい を有する者であって、コミュニケーション、緊 急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、 文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が 容易に使用できるもの	71,000	5
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの 視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテ レビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したもの を画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚 障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者 が容易に使用し得るもの	88,900	6
人工咽頭	音声・言語機能障害の者	①笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管 を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	①5,000	4
		②電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源 を口腔内に導き構音化するもの	②70,100	5
視覚障害者 用図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障 害者	①点字図書 ②大活字図書 ③DAISY 図書	年間 6 タ イトル又 は 24 巻を 限度とす る。	—
排せつ管理支援用具				
ストーマ装 具・用品	ストーマを造設した者で、ぼうこう機能障害 及び直腸機能障害の身体障がい者	消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型 の収納袋とする。 ※用品については別表 2 のとおり	8,858 (1 月分)	—
		尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処 理用のキャップ付とする。 ※用品については別表 2 のとおり	11,639 (1 月分)	

紙おむつ等 (紙おむつ、 サラシ・ガー ゼ等衛生 用品)	(1) ストーマの著しい変形性又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない身体障がい者 (2) 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿及び排便機能障害の身体障がい者 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害の身体障がい者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害等（脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸）の疾病が6歳未満に発生し、言語に限らずあらゆる方法によっても排尿及び排便の意思表示が困難な者 ※原則として3歳以上の者	紙おむつ（テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ、パッドタイプ）、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸装具 申請1回につき3枚まで交付券を交付できる。交付券1枚につき1月又は2月分を交付する。	12,000 (1月分)	—
収尿器	下肢又は体幹機能障害の者で排尿障害（特に失禁）のある身体障がい者	男子用 採尿器と蓄尿袋で更生し、尿の逆流防止装置を付したものの。ラテックス製又はゴム製 ①普通型 ②簡易型	男子用 ①7,700 ②5,700	1
		女子用 ③普通型：耐久性ゴム製採尿袋を有するもの ④簡易型：ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。採尿袋は20枚を1組とする。申請1回につき2個交付することができる。	女子用 ③8,500 ④5,900	

住宅改修				
居宅生活動作補助用具	(1)下肢、体幹又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障がい者であって障害程度等級２級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害２級以上の者） (2)下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等の者 ※注３	次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 ①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床財の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000	１回

注

- 介護保険法の軽度者の対象とならないものとする。
- 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚し時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 介護保険法で住宅改修を行った者を除く。

別表２

皮膚保護材（ペースト／パテ）	皮膚保護材（パウダー）	皮膚保護材（ウエハー）	コンベックス・インサート
フィルムドレッシング材・テープ材	皮膚被膜材（スキンバリア）	粘着剥離剤（リムーバー）	皮膚洗浄剤
ガーゼ、脱脂綿	消臭剤（粉末、錠剤、シート等）	潤滑剤	凝固剤
ストーマ用ベルト	ストーマレッグバッグ（レッグバッグベルトも含む）	ナイト・ドレーナージバッグ	ストーマ袋カバー
ストーマ用ハサミ、フレンジカッター	ストーマ用腹帯・サラシ・オストミーパンツ	入浴用補助具	洗腸用具